

第24回世田谷区農業委員会総会

日：令和4年7月25日（月）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第24回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和4年7月25日（月）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 宋戸幸男、大塚信美、石井朝康、苅部嘉也、海老澤健、岩本敏行、三田浩司、橋本正志、野島秀雄、細井誠一、志村秀典、植松智、加々美栄一、鈴木利彰、石井勝、宮川喜久、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：会長職務代理者 高橋昌規

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 荒井広司、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗、主事 関智秋

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
 - (1) 令和4年9月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (3) 東京都農業会議『第42回農業後継者表彰』候補者の推薦について
6. 報告事項
 - (1) 令和4年農家基本調査の実施について
 - (2) ふれあい農園「ブドウもぎとり」「リンゴ・ナシもぎとり」
「プルーンつみとり」「栗ひろい」の開催について
 - (3) 令和4年度「農作業体験塾（秋）」の実施について
 - (4) 都内産農産物等の放射能検査について
7. その他
 - (1) 議席替えについて
 - (2) 農業委員会親睦会会計報告及び会費等徴収について
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではありますが、ただいまより第24回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

(配布資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宋戸会長、よろしくお願いいたします。

(職務代理挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は高橋昌規会長職務代理者が欠席されていますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に、署名委員ですが、本日、三田浩司委員、橋本正志委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。第2号議案は全て専決処理となっております。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が3件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、第4条、第5条のご説明をさせていただきます。まず、農地を住宅等にする場合等には農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないとなっております。この届出については、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。受付番号4-4-7。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-8。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.2-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-9。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.2-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-10。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○三田委員 事務局にも申し上げたんですけれども、私が調査しました資料No.2-1の中町3丁目の〇〇さんのところなんですけれどもこれ、この転用については全く問題がないと思うんですけれども、添付された資料の中で、〇〇さんが計画しているものが都市計画的に本当に建てていいものなのか、結構高いものが建ってしまうような形なので、中町のこのところは確か、制限からいうと高さの制限と買い方の制限、全体的な高さの制限がありまして、そういうグレーなところがあったので事務局に申し上げたんですけれども、一応これは農業委員会ではそのことは関係ないところだと思うんですけれども、そういうものは一般的にはどうなのでしょう。気がついたらそれは事務局に報告だけすればよろしいでしょうか。とんでもない勘違いなのかもしれませんし。

○事務局 一応、都市計画上の高さ制限だとか建築の制限というのは……。

○三田委員 クリアしている。大丈夫。

○事務局 はい。区の中でそれぞれ専用の窓口が設けられて、それを全部届出を出していかないと建築確認という建物を建てられる許可が下りない形になっていますので、そちらについては基本的にはその手続の流れの中でこちらで把握していく形になるかと思いますが、もしお気づきになられれば、情報提供をうちの方から庁内の部署にすることがあるのかどうかということだと思いますが、基本的にはそれぞれの部署で大丈夫だと思います。

○三田委員 そもそも問題ないはずですよ。分かりました。どうも失礼いたしました。

○事務局 ありがとうございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

ほかにご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、第2号議案は全て終了いたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願が1件、生産緑地に係る農地の主たる従事者についての証明願が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が4件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

あらかじめお送りいたしました資料では、資料No.3-1、3-2、3-3、3件ございましたが、No.3-1と3-2につきましては諸事情により翌月の案件とさせていただきたいということで、今回は資料No.3-3の審議をお願いしたいと思います。

それでは、資料No.3-3をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 それでは、報告いたします。

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

それでは次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 こちらは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてです。この証明願について簡単に説明をさせていただきます。生産緑地には転用の制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合から3か月が経過すると解除されます。その買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、それから、主たる従事者が死亡するか農業に従事することが不可能になった場合となるのですが、この主たる従事者の死亡または農業従事不可能となった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No. 4-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成いただきましたので、証明書を発行するこ

とにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、続きまして資料No. 4-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査をされました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議を終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

1件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 5-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

○宍戸会長 この件について調査されました石井勝委員、調査結果の報告をお願いいたします

○石井(勝)委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

3件目ですが、農業委員である〇〇委員からの証明願となっております。農業委員会等に関する法律第31条1項「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があり、本件

の審議中は〇〇委員には退室していただきます。よろしくお願いいたします。

〔〇〇委員 退席〕

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 5-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました橋本正志委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○橋本委員 調査結果を報告いたします。

(委員より、調査内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

〇〇委員には入室をお願いいたします。

〔〇〇委員 着席〕

○宍戸会長 次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、引き続き、お手元の資料No. 5-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員

(委員より、調査内容などについて説明)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件について意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和4年9月の総会日程(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6、令和4年9月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、8月31日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での開催が決定しております。

また、令和4年9月の開催日時につきましては、9月15日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での開催を予定しております。

なお、9月の総会につきましては、申請の締切日から5日しかないために、農地調査につきましては前倒しで行うこと、また、場合によっては2回お願いする可能性がございますので、あらかじめお願いを申し上げておきます。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、総会日程案について原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 では、案のとおりで決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明をさせていただきます。
資料No.7です。

こちらは、先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。6月29日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にはあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 この件について質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 以上で協議事項を終了いたします。

○事務局 その前に1件、毎年協議事項でお諮りしているんですけども、東京都農業会議「第42回農業後継者表彰」候補者の推薦についてというもので候補者を毎年上げていまして、それで皆様にご協議をいただいているんですが、今年度につきましては、各JAさんに協力いただいて推薦をいただいているんですけども、該当者なしとの報告を受けております。協議事項ではないのですが、ご報告を申し上げておきます。

以上でございます。

○宍戸会長 今、事務局から説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、審議を終了させていただきます。

続きまして、議題6の報告事項に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告事項の(1)令和4年農家基本調査の実施についてです。資料No.8をご覧ください。

まず、世田谷区農業委員会におきましては、毎年8月1日現在で区内の農業者の方々の状況を把握する農家基本調査を実施しております。

利用目的につきましては、1ページ目の1、農家基本調査の主な利用目的にあります3

点を主な目的としてございます。

調査対象といたしましては、世田谷区内に在住し、経営農地面積が10a、1反以上ある農家、または生産緑地に指定されている農地を保有している農家が対象となります。

その他、送付物につきましては、裏面の上の4、①から⑦にございますものとなります。②の調査票につきましては、例年ご提出いただきました内容をあらかじめプリントしてございます。変更や訂正がある場合に朱書きで訂正の上、提出いただく点につきましては、例年同様でございます。調査票の発送につきましては、今週中に区内在住の農家さんへ発送できるよう準備を進めております。

提出期限につきましては、約1か月ちょっとの期間を持たせていただき、9月14日までに同封の返信用封筒にてご返送をお願いしております。

なお、農家基本調査の結果につきましては、集計ができ次第、区農業委員会のホームページに統計として掲載予定でおります。

また、本調査とは別に、東京農業会議から「都市農地保全調査」へのご協力のお願い、それから、都市農業課と都市計画課の方で農地保全のためのプロジェクトチームを実施しておりますが、そこからの特定生産緑地指定等の意向ヒアリング調査へのご協力のお願いというものも一緒に同封しております。参考までにそれもこの後につけてございますので、後程ご一読いただけたらと思います。

農家基本調査の実施については以上でございます。

続きまして、資料No.9がふれあい農園「ブドウもぎとり」「リンゴ・ナシもぎとり」「ブルーんつみとり」「栗ひろい」の開催についてのご案内でございます。共に8月1日発行の「区のおしらせ せたがや」、区のホームページに掲載の予定でおります。

続きまして、資料No.10に移らせていただきます。3枚めくっていただきます。こちらは令和4年度「農作業体験塾（秋）」の開催についてのご案内でございます。

こちらは、南烏山にございます高橋農園ほか3園で開催されます。生産種別、開催日時、人数、参加費、対象、申込方法につきましては、記載のとおり行う予定でおります。こちらもふれあい農園と同様、8月1日の「区のおしらせ」、区のホームページにて周知をさせていただきます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして資料No.11をご覧ください。報告事項の最後は、放射性物質検査の結果の報告でございます。

こちらは令和4年6月30日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につ

きましては対象となっておりません。

事務局からの報告事項につきましては以上でございます。

○宍戸会長 この件について質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、これで報告事項を終了いたします。

次第7のその他について、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 農業委員会総会では、年1回席次順を変更することが恒例となっておりまして、今回もそれにのっとりまして抽せんを行いました。

結果を申し上げます。1番、志村委員、2番、植松委員、3番、石井勝委員、4番、石井朝康委員、5番、三田委員、6番、加々美委員、7番、野島委員、8番、宮川委員、9番、橋本委員、10番、大塚委員、11番、荻部委員、12番、鈴木委員、13番、細井委員、14番、岩本委員、15番、海老澤委員、16番、本澤委員は変わらず、17番、いたい委員も変わりません。18番、真鍋委員も変わりございません。19番、菅沼委員も変わりございません。

来月からこちらの席でお座りいただきますので、席次表は改めてお配りさせていただきたいと思っております。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○事務局 続きまして、もう1件、資料No.13をご覧ください。こちらは農業委員会親睦会会計報告及び会費等徴収についてです。

昨年の8月に親睦会費2000円と全国農業新聞代金を皆様に頂戴いたしました。この1年間、新聞代及びその振込手数料以外の支出はございませんでしたので、会費につきましてはこのままストックをさせていただきたいと思っております。

今年につきましては、世田谷区農業委員会親睦会会則に基づき、来月、2000円を徴収させていただくところなのですが、昨年お集めさせていただいた会費をそのまま、いたい委員におかれましては就任時にまた頂いておりますので、それをそのまま充当させていただきたいと思っております。

来月の総会時、新聞購読料8400円のみを集めさせていただけたらと思っております。ど

うぞよろしくお願ひいたします。

最後に、9月からの農地調査につきましてですが、8月の総会時にリストと変更箇所の地図をお渡したいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上になります。

○宍戸会長 この件についてご質問等ございましたら、お願ひいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問はないようです。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、本日、高橋職務代理が欠席のため、黒岩さや香事務長より閉会の挨拶をお願ひいたします。

○事務局

(黒岩事務長挨拶)

この議事録は、令和4年7月25日(月)開催の第25回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男